

令和 6 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引

市税につきましては、平素から格別のご協力をいただき深く感謝申し上げます。
さて、固定資産税は、土地・家屋のほかに事業用の償却資産についても課税されます。
令和6年1月1日現在、延岡市内に償却資産をお持ちの方は、令和6年1月31日まで
に、申告をいただくことになっています。(地方税法383条)

これは、確定申告や市県民税の申告とは別であり、固定資産税を課税するための
基礎となるものですので、申告にあたっては、この「申告の手引」をご覧の上、お早め
に申告いただきますようお願いいたします。

なお、該当資産をお持ちでない場合も、申告書の「備考欄」にその旨を記載いただき、
申告書の提出をお願いします。

償却資産の申告期限は令和 6 年 1 月 3 1 日（水）です。



延岡市

目 次

I. 償却資産の申告について

申告が必要な方.....	1
提出する書類.....	1
注意事項.....	2
提出期限.....	2
提出先.....	2

II. 償却資産のあらまし

償却資産とは.....	3
申告する償却資産.....	4
申告もれとなりやすい資産.....	5
申告が不要な償却資産.....	5
国税との違いについて.....	6
申告しなかった場合、虚偽の申告をされた場合.....	6
実地調査のお願い.....	6
業種別の主な償却資産.....	7
建物付属設備・特定附帯設備について.....	8
評価額の計算方法.....	9
課税標準、免税点、税率、税額.....	10

III. 申告書の記載例

償却資産申告書の記載.....	11
種類別明細書（全資産用）の記載例.....	13
廃業・資産所有者の変更申告について.....	15

I. 償却資産の申告について

申告が必要な方

毎年1月1日現在、延岡市内に土地及び家屋以外の、事業のために使用できる資産（償却資産）を所有（貸し付けている資産も含む）されている法人又は個人。

※リース資産については、貸主（リース会社等）の申告となります。但し、リース期間終了時に資産が借主の所有になるような場合（所有権留保付売買資産）は、原則として借主の方が申告してください。

提出する書類

※申告に必要な様式は延岡市ホームページからダウンロードできます。
（「延岡市 償却資産」で検索）

◆初めて申告される方

全資産を申告してください。資産の多少にかかわらず、減価償却済の資産も含めます。

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（全資産用） ・ <u>直近の減価償却明細書（確定申告）</u> ・リース資産申告書（賃貸リース資産がある方のみ）
記入方法	・ <u>令和6年1月1日現在、延岡市内に所有している償却資産を全て申告してください。</u> ・ <u>償却資産をお持ちでない方は、申告書の18備考欄「3. 該当資産なし」に○印をし、提出してください。</u>

◆これまでに申告したことがある方

前年度までに申告されている資産は全て種類別明細書（全資産用）に印字されています。

内容を確認し、資産の増減を申告してください。

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（全資産用） ・ <u>直近の減価償却明細書（確定申告）</u> ・リース資産申告書（賃貸リース資産がある方のみ）
記入方法	・ <u>前年より増加した資産を種類別明細書に記入してください。</u> ・ <u>前年より減少した資産がある場合は、p.13,14記載例を参考に抹消してください。</u> ・増加、減少した資産がある場合には、種類別明細書の増加、減少事由のいずれかの番号に○印をつけてください。 （減少事由）1.売却 2.滅失 3.移動 4.その他 （増加事由）1.新品取得 2.中古品取得 3.移動による受け入れ 4.その他 ・増加、減少した資産がない場合は、申告書の18備考欄「2. 資産増減なし」に○印をし、種類別明細書と併せて申告ください。 ・前年前に取得した申告もれ資産や、延岡市外から移動してきた資産がありましたら、種類別明細書に記入してください。

◆廃業、解散等された方

廃業・解散について申告書の18備考欄に記載し、申告書を提出してください。

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（全資産用）
記入方法	・申告書の18備考欄「4. 廃業・解散等」に○印をし、廃業日等を記入してください。 ・その他、特記事項があれば記入してください。

※詳細な記入方法につきましては p. 11～16 の記載例をご覧ください。

注意事項

- ・資産に増減がない場合も申告書の提出をお願いします。
- ・該当資産のない方、全資産が減少する方等もその旨を申告書の18備考欄に記入し、申告書を提出してください。
- ・自社の申告書を使用する場合でも、事務処理上必要なため、本市から送付された申告書を一緒に提出してください。

提出期限

令和6年1月31日（水）です。

郵送またはeLTAX（エルタックス）による電子申告をご利用ください。

窓口での受付は、混雑が予想されますので、お早めにご提出いただきますようお願いいたします。

提出先

◎郵送で提出される場合は、同封の返信用封筒をご利用ください。

《郵送先》 〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1
延岡市役所資産税課 資産税第1係

◎eLTAX（エルタックス）による電子申告も可能です。

電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得された上で、「eLTAX（エルタックス）」のホームページで利用の届出を行い、事前に審査を受けていただくことが必要です。詳しくは「eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>」をご覧ください。

◎延岡市役所2階資産税課、各総合支所でも受け付けております。

期限間近では混雑が予想されますので、お早めにご提出いただきますようお願いいたします。

受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

II. 償却資産のあらまし

償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業のために使用できる機械・器具・備品等の資産で、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、その減価償却額又は減価償却費が損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

例えば、会社や個人で商店や工場を経営している方や、駐車場やアパートを貸し付けている方などが、その事業のために用いている構築物、機械、工具、器具などの固定資産が償却資産にあたり、具体的には以下に掲げるものなどが該当します。

取得価格が少額である資産や、その他の政令で定める資産（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）については、対象外になるものもあります。

種 類		具 体 例
第1種	構築物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板などの広告設備、門、塀、緑化施設 その他土地に定着する土木設備等
		建物附属設備 1. 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2. <u>テナントの方が借り受けた家屋に施工した内装、造作、建築設備（特定附帯設備といいます。）</u> p.8 参照。
第2種	機械及び装置	ブルドーザー、タイヤショベル、パワーショベル等の大型特殊自動車、モーター、旋盤、冷凍機、製材機、印刷機、クリーニング設備、 <u>太陽光発電設備</u> など
第3種	船舶	漁船、しゅんせつ船、砂利採取船、貨客船、遊覧船、モーターボートなど
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車、工場内運搬機、トロッコ、動力運搬車、リヤカー、自動車など（ただし、自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車、原動機付自転車などは除きます。）
第6種	工具、器具及び備品	金庫、事務机、椅子、キャビネット、冷蔵庫、応接セット、クーラー、テレビ、パソコン、レジスター、ファクシミリ、私設交換機および付属品、陳列ケース、自動販売機、音響機器、理美容機器、医療機器、電気ドリルなど

※業種別の具体例は p.7 業種別の主な償却資産参照。

申告する償却資産

申告する償却資産は、令和6年1月1日現在、事業のために使用できる資産のうち、次の(1)、(2)の要件を満たすものです。

(1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が所得税法又は法人税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（法人税、所得税を課されない者が所有するものを含みます）。

(2) 耐用年数が1年以上で取得価額（1個又は1組当たり）が10万円以上の資産。

	取得価額	国税での取扱	固定資産税での取扱
個人の場合	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

租税特別措置法において、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格損金算入の特例制度」の適用を受ける取得価額30万円未満の少額減価償却資産については、申告対象となりますのでご注意ください。

※通常1単位として取引される単位ごとに判定をお願いします。

申告もれとなりやすい資産

下記の資産はすべて申告対象となりますので、ご注意ください。

- (1) 取得価格 10 万円未満で、税務会計上、固定資産として計上している資産
(法人のみ)
- (2) 決算期から賦課期日（1 月 1 日）までの期間に増加・減少した資産
- (3) 遊休・未稼働資産
(一時的に稼働を停止しているが、維持補修等が行われている資産)
- (4) 簿外資産（帳簿に記載されていないが、事業の用に供することができる資産）
- (5) 減価償却が終わっている資産（帳簿上、残価簿価 1 円が計上されている資産）
- (6) 建設仮勘定で経理されている資産（1 月 1 日現在、稼働している資産）
- (7) 減価償却を行っていない資産
- (8) 改良費のうち資本的支出として計上した資産
※本体部とは別に新たな資産の取得として扱います。
- (9) 大型特殊自動車
分類番号「0」、「00～09」、「000～099」：建設機械
「9」、「90～99」、「900～999」：建設機械以外のもの

申告が不要な償却資産

下記に当てはまるものについては、申告は不要です。

- (1) 少額減価償却資産（p. 4 申告する償却資産 表参照）
 - (ア) 耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の資産
 - (イ) 取得価額が 20 万円未満の資産で、税務会計上 3 年間で一括償却された資産
- (2) 自動車税及び軽自動車税の対象となる車両
- (3) たな卸資産
- (4) 下記に該当する美術品等
 - (ア) 歴史的価値または希少価値を有し、代替性のないもの
例：古美術品、古文書、出土品、遺物など
 - (イ) 上記（ア）以外で、取得価額が 1 点 100 万円以上であるもの
※但し、複製のようなもので単に装飾目的にのみ使用されるものは申告対象となります。
- (5) 無形固定資産（電話加入権、特許権、商標権、営業権、ソフトウェアなど）

国税との違いについて

固定資産税と国税（所得税・法人税）では、取扱いが異なる点がありますのでご注意ください。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法	定率法、定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却 （一定の場合は簡便償却）
圧縮記帳の制度	認められない	認められる
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められない	認められる
増加償却 （所得税法・法人税法）	認められる	認められる
改良費（資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	合算評価
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価格（1円まで）

申告しなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な事由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第386条及び延岡市税条例第81条の規定により10万円以下の過料を科せられることがあります。また、地方税法第368条及び延岡市税条例第79条の規定により、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

虚偽の申告をした場合、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科せられることがあります。

なお、課税処理は、現年度だけでなく過年度に遡ることがあります。

実地調査のお願い

地方税法第408条に基づき、申告内容について必要な関係書類（確定申告における減価償却明細書など）の提出及び物件にかかる実地調査を行いますので、その折はご協力をお願いいたします。

このため、直近の確定申告における減価償却明細書と突合のうえ、申告をお願いするとともに、申告の際、減価償却明細書を添付していただきますよう併せてお願いいたします。

業種別の主な償却資産

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、太陽光発電設備、自家発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
農業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、温室管理装置、乾燥機、農業用機械設備、農業用器具、農業用倉庫等
漁業	船、エンジン、レーダー等
小売店	造作費（借店舗）、商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲食店	造作費（借店舗）、接客用、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品等
理容業、美容業	造作費（借店舗）、パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用いす等
駐車場事業	柵（フェンス）、アスファルト舗装（砂利等含）、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機、白線等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
バー、喫茶・軽食	造作費（借店舗）、厨房設備、冷蔵庫、自動食器洗浄器、製氷器、ミラーボール、放送設備等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、溶接機等
ホテル、旅館	調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
不動産貸付業	駐車場舗装、フェンス、自転車置き場等

（注意）家屋として課税されているものを除く。家屋との区分は次頁参照。

建物付属設備・特定附帯設備について

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が、自らの事業を営むために自らの費用で取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、テナントの方が償却資産として申告してください。

（家屋と償却資産の区分表）

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等		○			◎
監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器			◎		◎	
	配管・配線等		○			◎	
避雷設備	避雷針、避雷導体等設備一式		○			◎	
火災報知設備	設備一式		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		屋内の配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器等）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等） 中央式給湯設備		○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等、ガスカラン		○			◎
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）		○			◎	
消化設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
空調設備	空調設備	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎	
		ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
	上記以外の設備		○			◎	
換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎	
上記以外の設備			○			◎	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機			◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○				◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・モニュメント・緑化施設等）			◎		◎

評価額の計算方法

1. 一般的な場合

- (1) 申告していただいた資産を1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。
- (2) 資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%未満になる場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。**※資産を所有している限り、評価額が0になることはありません。**

[例] 取得価額 450,000 円 取得時期 令和 5 年 2 月 耐用年数 5 年のテレビの場合

(前年中取得の減価残存率…0.815 前年前取得の減価残存率…0.631)

令和 6 年度 = 450,000 円 × 0.815 = 366,750 円

令和 7 年度 = 366,750 円 × 0.631 = 231,419 円

令和 8 年度 = 231,419 円 × 0.631 = 146,025 円

⋮

令和 13 年度 = 23,148 円 × 0.631 = 14,606 円 < 22,500 円

※令和 13 年度で算出額が取得価額の 5% (22,500 円) より小さくなりますので、当該年度以降、22,500 円が評価額となります。

※減価残存率は、次のページを参照してください。

2. 既存資産（平成 20 年 1 月 1 日以前に取得された資産）の中で、税制改正に伴う耐用年数の変更があった場合

[例] 設備の種類：改正前「クリーニング設備」耐用年数 7 年

→改正後「洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備」耐用年数 13 年

取得時期：平成 18 年 10 月

取得価額：10,000,000 円

○耐用年数 7 年の前年中取得の減価残存率……0.860

○耐用年数 7 年の前年前取得の減価残存率……0.720

○耐用年数 13 年の前年前取得の減価残存率……0.838

平成 19 年度 = 10,000,000 円 × 0.860 = 8,600,000 円

平成 20 年度 = 8,600,000 円 × 0.720 = 6,192,000 円

平成 21 年度 = 6,192,000 円 × 0.838 = 5,188,896 円

平成 22 年度 = 5,188,896 円 × 0.838 = 4,348,294 円

⋮

令和 4 年度 = 622,302 円 × 0.838 = 521,489 円

令和 5 年度 = 521,489 円 × 0.838 = 437,007 円 < 500,000 円

税制改正

※令和 5 年度で算出額が取得価額の 5% (500,000 円) より小さくなりますので、当該年度以降、500,000 円が評価額となります。(令和 6 年度以降も 500,000 円)

※平成 21 年度以降は、耐用年数 13 年の前年前取得の減価残存率 (0.838) を用いて計算し、評価額が取得価額の 5%未満になる場合は、取得価額の 5%が評価額となります。

(参考) 評価額算出のための減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	1 - 減価率			$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	1 - 減価率
2	0.684	0.658	0.316	21	0.104	0.948	0.896
3	0.536	0.732	0.464	22	0.099	0.950	0.901
4	0.438	0.781	0.562	23	0.095	0.952	0.905
5	0.369	0.815	0.631	24	0.092	0.954	0.908
6	0.319	0.840	0.681	25	0.088	0.956	0.912
7	0.280	0.860	0.720	26	0.085	0.957	0.915
8	0.250	0.875	0.750	27	0.082	0.959	0.918
9	0.226	0.887	0.774	28	0.079	0.960	0.921
10	0.206	0.897	0.794	29	0.076	0.962	0.924
11	0.189	0.905	0.811	30	0.074	0.963	0.926
12	0.175	0.912	0.825	31	0.072	0.964	0.928
13	0.162	0.919	0.838	32	0.069	0.965	0.931
14	0.152	0.924	0.848	33	0.067	0.966	0.933
15	0.142	0.929	0.858	34	0.066	0.967	0.934
16	0.134	0.933	0.866	35	0.064	0.968	0.936
17	0.127	0.936	0.873	40	0.056	0.972	0.944
18	0.120	0.940	0.880	45	0.050	0.975	0.950
19	0.114	0.943	0.886	50	0.045	0.977	0.955
20	0.109	0.945	0.891	60	0.038	0.981	0.962

課税標準、免税点、税率、税額

(1) 課税標準

賦課期日（1月1日）において所有している償却資産の評価額の合計額が課税標準となります。

(2) 免税点

課税標準額が 150万円未満 の場合は課税されません。

(3) 税率

100分の1.6（1.6%）です。

(4) 税額

課税標準額（1,000円未満切捨）×税率（1.6/100）が税額（100円未満切捨）となります。※土地及び家屋を所有している場合は、それぞれで算出された税額を合計した金額（100円未満切捨）となります。

償却資産申告書の記載例

部分に入力してください。

1. 2. 住所・氏名が正確に記載されているか確認し、誤りがあれば訂正してください。屋号があるときは記入してください。
記載されていない場合は、郵便番号、住所、電話番号、氏名を正しく記入してください。

- (イ)
(ロ)
(ハ)

(受付印)	年 月 日	令和 6 年度					
延岡市長様		償却資産申告書 (償却資産)					
所 有 者	(ふりがな) 1. 住所 又は納税通知書送付先	〒882-0813 のべ おか し ひがしほん こう じ 延岡市東本小路2番地1 (電話 〇〇局××××番)			3 個人番号又は法人番号 9		
	(ふりがな) 2. 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	のべ おか かぶ しき がい しゃ 延岡株式会社 代表取締役 延岡 太郎 (屋号 延岡K.K.)			4 事業種目 (資本金等の額) 5 事業開始年月 6 この申告に 応答する者 の係及び 氏名 7 税理士等 の氏名		
資産の種類		取 得 価 額					
		前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計 (イ+ロ+ハ)		
1	構 築 物	十億 百万 千 円 2 800 000			十億 百万 2 80		
2	機 会 及 び 運 搬 具	1 800 000		2 000 000	3 80		
3	船 舶						
4	航 空 機						
5	車 両 及 び 運 搬 具	2 100 000			2 10		
6	工 具 器 具 及 び 備 品	800 000	350 000	1 120 000	1 57		
7	合 計	7 500 000	350 000	3 120 000	10 27		
資産の種類		評 価 額 (ホ)		決 定 価 格 (ヘ)		課 税 標 準	
1	構 築 物	十億 百万 千 円		十億 百万 千 円		十億 百万	
2	機 械 及 び 装 置						
3	船 舶	(記入の必要はありません)					
4	航 空 機	※ (ホ) ~ (ト) は、申告していただいた明細書をもとに、市で算出します。ただし、自社電算申告の方は記入してください。					
5	車 両 及 び 運 搬 具						
6	工 具 器 具 及 び 備 品						
7	合 計						

令和5年1月1日までに取得した全資産の取得価額の合計

令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計

令和5年1月2日から令和6年1月1日までに増加した資産の取得価額の合計

種類別に記入してください。

課税台帳

8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

林業

(10百万円)

平成15年5月

経理課 宮崎花子

(電話 〇〇局 ×××× 番)

宮崎市 日向太郎

(電話 0985(××)局〇×〇× 番)

※ 所有者コード

8	短縮耐用年数の承認	有	・	<input type="radio"/> 無
9	増加償却の届出	有	・	<input type="radio"/> 無
10	非課税該当資産	有	・	<input type="radio"/> 無
11	課税標準の特例	有	・	<input type="radio"/> 無
12	特別償却又は圧縮記帳	有	・	<input type="radio"/> 無
13	税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定率法	・	<input type="radio"/> 定額法
14	青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有	・	<input type="radio"/> 無

第二十六号様式

(二)

千円	円
0	000
0	000

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

① 東本小路2番地1

② 稲葉崎町1丁目2624番地

0	000
0	000
0	000

16 借用資産 (有・無)

貸主の名称等

宮崎市 東九州商事(株)

17 事業所用家屋の所有区分

自己所有 ・ 借家

18 備考 (添付書類等)

※ 該当する項目に○をつけてください。

1. 資産増減あり 2. 資産増減なし 3. 該当資産なし

4. 廃業・解散等 (年 月 日)

- 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する所有者の「個人番号」(通称マイナンバー)12ケタ、又は「法人番号」13ケタを記載してください。番号は、右詰めで記載してください。
- 事業種目を記入してください。(例:建設業、クリーニング業等)
- 事業開始年月を記入してください。
- 申告に应答する方の係名、氏名、電話番号を記入してください。
- 経理を委託している税理士等の氏名、電話番号を記入してください。
- ~14. 該当する方を○で囲んでください。
- 資産の所在地(送付先と同じ場合「同上」)を記入してください。2カ所以上の資産所在地がある場合、法人は事務所所在地、個人は主たる資産所在地の番号を○で囲んでください。
- リース資産の有無を○で囲み、リース業者の住所氏名を記入してください。
- 事業所用家屋の所有区分を○で囲んでください。
- 該当する項目を○で囲んでください。廃業等された方は、その年月日を記入してください。その他、特記事項があれば記入してください。

種類別明細書(全資産用)の記載例

※ 税法上、減価償却が終了しても実際事業において使用される場合は、ご記入をお願いします。

令和6年度 種類別明細書(全資産用)

※ 所有者コード		年号												
		1 明治		2 大正		3 昭和		4 平成		5 令和				
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額				耐用年数	減価残存率	価
					年号	年	月	十億	百万	千	円			
01	1	734010	駐車場アスファルト舗装	1	3	57	8		1	520	000	10		
02	1	734160	ブロック塀	1	3	57	10		750	000	15			
03	1	734890	緑化施設	1	3	57	11		530	000	20			
04	2	734520	自動伐採機	1	4	18	2		1	800	000	3		
05	5	734690	フォークリフト	1	4	18	3		2	100	000	5		
06	6	735610	クーラー	1	4	17	5		200	000	6			
07	6	735780	応接セット	1	4	17	6		250	000	8			
08	6	735830	パソコン	1	4	17	6		150	000	4			
09														
10	2		太陽光発電設備	1	5	5	5		2	000	000	17		
11	6		ロールベアラ(自走)	1	5	5	9		1	000	000	7		
12	6		冷蔵庫	1	5	5	6		120	000	2			
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
小計				10					10	270	000			

耐用年数

耐用年数が誤って適用されていた資産、また税制改正に伴った資産については、行番号(07)のように数値を抹消し耐用年数または改正後の耐用年数を記入してください。

記入の必要はありません。

資産の種類

- 1 は 構築物
- 2 は 機械及び装置
- 3 は 船舶
- 4 は 航空機
- 5 は 車両及び運搬具
- 6 は 工具、器具及び備品

資産の名称等

資産の名称・規格等を記入してください。

取得価額

- 償却資産を取得するために支出した金額(引取運賃)
- 消費税を税込経理方式で処理される場合は、消費税
- 法人税及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください

(注意) 「減少の事由及び区分」には、減少した資産「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品

部分は、記入の必要はありません。

※廃業等につきましてはP15.16を参照してください。

額		課税標準の特例		課税標準額			減少の事由及び区分			増加事由	摘要
		率	コード				1売却	2減失	1全部		
百万	千円	率	コード	十億	百万	千円	3移動	4その他	2一部		
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	日向市
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	中古
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	
							1・2・3・4		1・2	1・2 3・4	

一部訂正

行番号(06)のように変更箇所を抹消し、その上に1月1日現在の数値を記入してください。

減少資産

行番号(08)のように該当する資産を抹消し、その事由と全部・一部の区分について必ず○印を付けてください。

増加資産

行番号(10、11、12)のように記入し、その事由について必ず○印を付けてください。

1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受入れ
4. その他

摘要

該当資産については、次のような事項を記入してください。

1. 課税標準の特例資産適用条項を記入
(例) 法349条の3第6項
2. 見積耐用年数、短縮耐用年数の適用資産
(例) 中古、短縮
3. 申告もれ資産は「申告もれ」と記入
4. その他、当該資産の価格決定にあたって必要な事項

い耐用年数の変更が、その上に正しい耐

について、その理由と全部か一部かのいずれかに○印をつけてください。取得、3移動による受入れ、4その他 のいずれかに○印をつけてください。

・据付費用等を含みます)を記入してください。
を含んだ金額を記入してください。
帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、さい。

廃業・資産所有者の変更による償却資産の申告方法

廃業や資産の所有者変更（事業の引き継ぎ等）があった場合、償却資産の抹消・移動の申告をする必要があります。

●廃業による資産抹消の申告方法（記入例）※資産の引き継ぎがない場合。

【記載の必要箇所】

①

※ 該当する項目に○をつけてください。		
1. 資産増減あり	2. 資産増減なし	3. 該当資産なし
④ 廃業・解散等（ 年 月 日）		

P12（下部）18. 備考欄

②

課税標準額				減少の事由及び区分			増加事由	摘要
				1売却 3移動	2減失 4その他	1全部 2一部		
十億	百万	千	円	1・2・3・4	1・2	1・2 3・4		

P14（上部）

① 手引 P12) 18 備考欄の 4. 廃業・解散等を○で囲み、事象発生日を記入してください。

② 手引 P14) 減少の事由及び区分欄の該当箇所を資産毎に○で囲み提出してください。

◆資産の所有者変更等による資産移動の申告方法（記入例）※資産を引き継ぐ場合。

【記載の必要箇所】

③

(ふりがな)	〒882-0813
1. 住所 又は納税通知書送付先	のべ おか し ひがしほん こう じ 延岡市東本小路2番地1 (電話 ○○ 局×××× 番)

P11（上部）

④

(ふりがな)	のべ おか かぶ しき がい しゃ
2. 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	延岡株式会社 代表取締役 延岡 太郎 (屋号 延岡K.K)

P11（上部）

⑤

18 備考（添付書類等）
<例>R5.7.20に○○のため、R5.7.21に引き継いだ。

P12（下部）

⑥

課税標準額				減少の事由及び区分			増加事由	摘要
				1売却 3移動	2減失 4その他	1全部 2一部		
十億	百万	千	円	1・2・3・4	1・2	1・2 3・4		

P14（下部）

③ 手引 P11) 1. 住所欄に事業を引き継ぐ方の住所を記載してください。

④ 手引 P11) 2. 氏名欄に事業を引き継ぐ方の氏名を記載してください。

⑤ 手引 P12) 18 備考欄に事業を引き継いだ旨を記入してください。

⑥ 手引 P14) 減少の事由及び区分欄にある 3（移動）を資産毎に○で囲んでください。

※③及び④について、事前に住所・氏名が印字してある場合、二重線で見え消しし、空いているスペースに事業を引き継ぐ方の住所及び氏名を記載してください。

【記載例】

(ふりがな)	〒0985-0811 のべ おか し ひがしほん こう じ
1. 住所 又は納税通知書送付先	延岡市東本小路2番地1 (電話 〇〇局××××番)

【届け出に不明な点が見受けられた場合】

申告書についての問い合わせを行う場合があります。つきましては、ご申告いただいた方（税理士等）または所有者の電話番号の記載をお願いいたします。

⑦

6	この申告に 応答する者 の係及び 氏名	経理課 宮崎花子 (電話 〇〇局××××番)	・ 申告者名 ・ 連絡の取れる電話番号
7	税理士等の 氏名	宮崎市 日向太郎 (電話 0985(××)局〇×〇×番)	・ ご担当の税理士名及び電話番号

P12 (上部)

廃業や資産の所有者の変更があったが申告しなかった場合

※すでに償却資産を保有している方に関しては、申告書の提出がなかった場合、当該年1月1日時点で償却資産を保有しているものとみなし、固定資産税を賦課することとなりますので、廃業・資産の移動が生じた場合は、早めの対応をお願いします。

なお、申告しなかった場合については、前頁に記載していますが、下記罰則規定もありますので、ご注意ください。※本手引のP6を参照※

申告しなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な事由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第386条及び延岡市税条例第81条の規定により10万円以下の過料を科せられることがあります。また、地方税法第368条及び延岡市税条例第79条の規定により、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

虚偽の申告をした場合、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科せられることがあります。

なお、課税処理は、現年度だけでなく過年度に遡ることがあります。

提出前に次の確認をお願いします。

- 申告書に連絡先（電話番号）は記入されていますか？
- 申告書に応答する方の氏名は記入されていますか？
- 種類別明細書に必要事項の記入はされていますか？
- 種類別明細書に耐用年数の記入はされていますか？
- 増加、減少事由の記入はされていますか？
- 直近の確定申告の際の減価償却明細書の添付をお願いします。

申告書のご提出・お問い合わせ先

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1

延岡市資産税課 資産税第1係

電話 代表：(0982) 34-2111 (内線2295)

直通：(0982) 22-7043

URL：<http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp>